

七〇・〇七	安全ガラス（強化ガラス及び合わせガラスに限る。）	項までに該当する材料以外の材料からの生産
七〇〇七・一一のうち	強化ガラス 車両用、航空機用、宇宙飛行体用又は船舶用に 適する寸法及び形状のもの 自動車用、航空機用又は宇宙飛行体用に適 する寸法及び形状のもの以外のもの	第七〇・〇三項から第七〇・〇七 項までに該当する材料以外の材料 からの生産
七〇〇七・一九	その他のもの	第七〇・〇三項から第七〇・〇七 項までに該当する材料以外の材料 からの生産
七〇〇七・二九	合わせガラス その他のもの	第七〇・〇三項から第七〇・〇七 項までに該当する材料以外の材料 からの生産
七〇・一三	ガラス製品（食卓用、台所用、化粧用、事務用、室 内装飾用その他これらに類する用途に供する種類 のものに限るものとし、第七〇・一〇項又は第七〇・ 一八項のものを除く。）	第七〇・一三項に該当する材料以 外の材料からの生産

七〇・一六

七〇一六・九〇のうち

七〇・一八

ガラス製の舗装用ブロック、スラブ、れんが、タイルその他の建築又は建設に使用する種類の製品（プレスし又は成型したものに限定するものとし、金属の線又は網を入れてあるかないかを問わない。）、ガラス製のキューブその他の細貨（モザイク用その他これに類する装飾用のものに限定するものとし、裏張りしてあるかないかを問わない。）、ステンドグラスその他これに類するガラス及びブロック、パネル、板、殻その他これらに類する形状の多泡ガラス

その他のもの
ステンドグラスその他これに類するガラス以外のもの

ガラス製のビーズ、模造真珠、模造貴石、模造半貴石その他これらに類する細貨及びこれらの製品（身辺用模造細貨類を除く。）、ガラス製の眼（人体用のものを除く。）、ランプ加工をしたガラス製の小像その他の装飾品（身辺用模造細貨類を除く。並びにガラス製のマイクロスフィア（直径が一ミリメートル以下のものに限る。）

第七〇・一六項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産

<p>七一・一七</p>	<p>身辺用模造細貨類</p>	<p>第七一・一七項に該当する材料以外の材料（金属製のくさりを除く。）からの生産</p>
<p>第七二類 七二・〇二のうち 七二・〇四 七二・〇四・五〇 七二・〇六のうち 七二・〇七 七二・〇七・二〇のうち</p>	<p>鉄鋼 フェロアロイのうち フェロシリコン（けい素の含有量が全重量の五%を超えるものに限る。）以外のもの 鉄鋼のくず及び鉄鋼の再溶解用のインゴット 再溶解用のインゴット 鉄又は非合金鋼のインゴットその他の一次形状のもの（第七二・〇三項の鉄を除く。） 炭素の含有量が全重量の〇・六%未満のもの以外のもの 鉄又は非合金鋼の半製品 炭素の含有量が全重量の〇・二五%以上のもの 炭素の含有量が全重量の〇・六%未満のもの 以外のもの</p>	<p>第七二・〇二項に該当する材料以外の材料からの生産 第七二・〇四項に該当する材料以外の材料からの生産 第七二・〇六項に該当する材料以外の材料からの生産 第七二・〇六項又は第七二・〇七項に該当する材料以外の材料からの生産</p>

七二・〇八	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（熱間圧延をしたもので幅が六〇〇ミリメートル以上のものに限るものとし、クラッドし、めっきし又は被覆したものを除く。）	第七二・〇七項、第七二・〇八項又は第七二・一一項に該当する材料以外の材料からの生産
七二・〇九	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（冷間圧延をしたもので、幅が六〇〇ミリメートル以上のものに限るものとし、クラッドし、めっきし又は被覆したものを除く。）	第七二・〇七項から第七二・〇九項まで又は第七二・一一項に該当する材料以外の材料からの生産
七二・一〇	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（クラッドし、めっきし又は被覆したもので、幅が六〇〇ミリメートル以上のものに限る。）	第七二・〇七項から第七二・一一項までに該当する材料以外の材料からの生産
七二・一一	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（幅が六〇〇ミリメートル未満のものに限るものとし、クラッドし、めっきし又は被覆したものを除く。）	第七二・〇七項から第七二・〇九項まで又は第七二・一一項に該当する材料以外の材料からの生産
七二・一二	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（クラッドし、めっきし又は被覆したもので、幅が六〇〇ミリメートル未満のものに限る。）	第七二・〇七項から第七二・一二項までに該当する材料以外の材料からの生産
七二・一三	鉄又は非合金鋼の棒（熱間圧延をしたもので不規則に巻いたものに限る。）	第七二・〇七項、第七二・一三項又は第七二・一四項に該当する材料以外の材料からの生産

七二・一四	鉄又は非合金鋼のその他の棒（鍛造、熱間圧延、熱間引抜き又は熱間押しをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。ただし、圧延後ねじつたものを含む。）	第七二・〇七項、第七二・一三項又は第七二・一四項に該当する材料以外の材料からの生産
七二・一五	鉄又は非合金鋼のその他の棒	第七二・〇七項又は第七二・一三項から第七二・一五項までに該当する材料以外の材料からの生産
七二・一六	鉄又は非合金鋼の形鋼	第七二・〇七項から第七二・一六項までに該当する材料以外の材料からの生産
七二・一七	鉄又は非合金鋼の線	第七二・一三項から第七二・一五項まで又は第七二・一七項に該当する材料以外の材料からの生産
七二・一八	ステンレス鋼のインゴットその他の一次形状のもの及び半製品	第七二・一八項に該当する材料以外の材料からの生産
七二・一九	ステンレス鋼のフラットロール製品（幅が六〇〇ミリメートル以上のものに限る。）	第七二・一八項に該当する半製品及び第七二・一九項に該当する材料以外の材料からの生産
七二・二〇	ステンレス鋼のフラットロール製品（幅が六〇〇ミリメートル未満のものに限る。）	第七二・一八項に該当する半製品及び第七二・一九項又は第七二・

七二二一・〇〇	ステンレス鋼の棒（熱間圧延をしたもので不規則に巻いたものに限る。）	二〇項に該当する材料以外の材料からの生産
七二・二二	ステンレス鋼のその他の棒及び形鋼棒	第七二・一八項に該当する半製品及び第七二・二二項又は第七二・二二項に該当する材料以外の材料からの生産
形鋼		第七二・一八項に該当する半製品及び第七二・一九項から第七二・二二項までに該当する材料以外の材料からの生産
七二二三・〇〇	ステンレス鋼の線	第七二・二二項から第七二・二三項までに該当する材料以外の材料からの生産
七二・二四	その他の合金鋼のインゴットその他の一次形状のもの及び半製品	第七二・二四項に該当する材料以外の材料からの生産

七二・二五	その他の合金鋼のフラットロール製品（幅が六〇〇ミリメートル以上のものに限る。）	第七二・二四項に該当する半製品及び第七二・二五項に該当する材料以外の材料からの生産
七二・二六	その他の合金鋼のフラットロール製品（幅が六〇〇ミリメートル未満のものに限る。）	第七二・二四項に該当する半製品及び第七二・二五項又は第七二・二六項に該当する材料以外の材料からの生産
七二・二七	その他の合金鋼の棒（熱間圧延をしたもので不規則に巻いたものに限る。）	第七二・二四項に該当する半製品及び第七二・二七項又は第七二・二八項に該当する材料以外の材料からの生産
七二・二八	その他の合金鋼のその他の棒、その他の合金鋼の形鋼及び合金鋼又は非合金鋼の中空ドリル棒	第七二・二四項に該当する半製品及び第七二・二五項、第七二・二六項又は第七二・二八項に該当する材料以外の材料からの生産
	その他のもの	第七二・二四項に該当する半製品及び第七二・二七項又は第七二・二八項に該当する材料以外の材料

<p>七二・二九</p>	<p>その他の合金鋼の線</p>	<p>からの生産 第七二・二七項から第七二・二九項までに該当する材料以外の材料からの生産</p>
<p>第七三類 七三・〇一</p>	<p>鉄鋼製品 鋼矢板（穴をあけてあるかないか又は組み合わせてあるかないかを問わない。）及び溶接形鋼</p>	<p>第七二・〇七項から第七二・一二項まで又は第七二・一六項に該当する材料、第七二・一八項に該当する半製品、第七二・一九項、第七二・二〇項又は第七二・二二項に該当する材料、第七二・二四項に該当する半製品及び第七二・二五項、第七二・二六項、第七二・二八項又は第七三・〇一項に該当する材料以外の材料からの生産 第七二・〇六項に該当する材料、第七二・一八項に該当する材料（半製品を除く。）及び第七二・二四項に該当する材料（半製品を除</p>
<p>七三・〇二</p>	<p>レール、ガイドレール、ラックレール及びトンダレール、轆差、転轍棒その他の分岐器の構成部分（鉄鋼製の建設資材で鉄道又は軌道の線路用のものに限る。）並びにまくら木、継目板、座鉄、座鉄くさび、</p>	<p></p>

七三〇三・〇〇	ソールプレート、レールクリップ、床板、タイその他の資材で、レールの接続又は取付けに専ら使用するもの（鉄鋼製の建設資材で鉄道又は軌道の線路用のものに限る。）	く。からの生産
七三・〇四のうち	<p>鉄鋼製の管及び中空の形材（継目なしのものに限るものとし、鑄鉄製のものを除く。）</p> <p>ドリルパイプ以外のもの</p>	<p>第七三・〇三項に該当する材料以外の材料からの生産</p> <p>第七二・〇七項、第七二・一八項又は第七二・二四項に該当する材料からの生産</p>
七三・〇五	鉄鋼製のその他の管（例えば、溶接、リベット接合その他これらに類する接合をしたもの。横断面が円形のもので、外径が四〇六・四ミリメートルを超えるものに限る。）	第七二・〇七項、第七二・一八項又は第七二・二四項に該当する材料からの生産
七三・〇六	鉄鋼製のその他の管及び中空の形材（例えば、オーブンシームのもの及び溶接、リベット接合その他これらに類する接合をしたもの）	第七二・〇七項、第七二・一八項又は第七二・二四項に該当する材料からの生産
七三〇九・〇〇	鉄鋼製の貯蔵タンクその他これに類する容器（内容積が三〇〇リットルを超えるものに限るものとし、	第七三・〇九項に該当する材料以外の材料からの生産

七三・一〇

内張りしてあるかないか又は断熱してあるかないかを問わず、圧縮ガス用又は液化ガス用のもの及び機械装置又は加熱用若しくは冷却用の装置を有するものを除く。

第七三・一〇項に該当する材料以外の材料からの生産

七三一・〇〇

鉄鋼製のタンク、たる、ドラム、缶、箱その他これらに類する容器（内容積が三〇〇リットル以下のものに限るものとし、内張りしてあるかないか又は断熱してあるかないかを問わず、圧縮ガス用又は液化ガス用のもの及び機械装置又は加熱用若しくは冷却用の装置を有するものを除く。）

第七三・一一項に該当する材料以外の材料からの生産

七三・一二

鉄鋼製のより線、ロープ、ケーブル、組ひも、スリングその他これらに類する物品（電気絶縁をしたものを除く。）

第七二・一七項、第七二・二三項、第七二・二九項又は第七三・一二項に該当する材料以外の材料からの生産

七三二・三〇〇

鉄鋼製の有刺線並びに鉄鋼製の帯又は平線をねじつたもの（有刺のものであるかないかを問わない。）及び緩くよつた二重線で柵さくに使用する種類のもの

第七二・一七項、第七二・二三項、第七二・二九項又は第七三・一三項に該当する材料以外の材料からの生産

七三・一四	ワイヤクロス（ワイヤエンドレスバンドを含む。）、ワイヤグリル、網及び柵（鉄鋼の線から製造したものに限る。）並びに鉄鋼製のエキスパンデッドメタル鉄鋼製のいかり及びその部分品	第七三・一四項に該当する材料以外の材料からの生産
七三二六・〇〇	鉄鋼製のいかり及びその部分品	第七三・一六項に該当する材料以外の材料からの生産
七三二七・〇〇	鉄鋼製のくぎ、びょう、画びょう、波くぎ、またくぎ（第八三・〇五項のものを除く。）その他これらに類する製品（銅以外の材料から製造した頭部を有するものを含む。）	第七三・一七項に該当する材料以外の材料からの生産
七三・一八	鉄鋼製のねじ、ボルト、ナット、コーチスクリュール、スクリューフック、リベット、コッター、コッターピン、座金（ばね座金を含む。）その他これらに類する製品	第七三・一八項に該当する材料以外の材料からの生産
七三二八・一一	ねじを切った製品	第七三・一八項に該当する材料以外の材料からの生産
七三二八・一二	コーチスクリュール	第七三・一八項に該当する材料以外の材料からの生産
七三二八・一三	スクリューフック及びスクリュールリング	第七三・一八項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格
	その他の木ねじ	

七三二八・一四	セルフタッピングスクリュー	割合が六〇%以上である生産
七三二八・一五	その他のねじ及びボルト（ナット又は座金付きであるかないかを問わない。）	第七三・一八項に該当する材料以外の材料からの生産
七三二八・一六	ナット	第七三・一八項に該当する材料以外の材料からの生産
七三二八・一九	その他のもの	第七三・一八項に該当する材料以外の材料からの生産
七三二八・二一	ねじを切っていない製品	第七三・一八項に該当する材料以外の材料からの生産
七三二八・二二	ばね座金その他の止め座金	第七三・一八項に該当する材料以外の材料からの生産
七三二八・二三	その他の座金	第七三・一八項に該当する材料以外の材料からの生産
七三二八・二四	リベット	第七三・一八項に該当する材料以外の材料からの生産
七三二八・二五	コッター及びコッターピン	第七三・一八項に該当する材料以外の材料からの生産
七三二八・二九	その他のもの	第七三・一八項に該当する材料以外の材料からの生産

<p>七三・二〇 七三二〇・一〇のうち 七三二〇・二〇のうち 七三二〇・九〇のうち</p>	<p>鉄鋼製のばね及びばね板 板ばね及びそのばね板 自動車用のシヤシばね及びそのばね板以外のもの コイルばね 自動車用のシヤシばね以外のもの その他のもの 自動車用のシヤシばね以外のもの</p>	<p>外の材料からの生産 第七三・二〇項に該当する材料以外の材料からの生産 第七三・二〇項に該当する材料以外の材料からの生産 第七三・二〇項に該当する材料以外の材料からの生産</p>
<p>第七四類 七四〇二・〇〇のうち 七四・〇三</p>	<p>銅及びその製品 粗銅及び電解精製用陽極銅 課税価格が一キログラムにつき四九〇円を超えるもの以外のもの 精製銅又は銅合金の塊 精製銅</p>	<p>第七四・〇一項又は第七四・〇二項に該当する材料以外の材料からの生産若しくは原産資格割合が六〇%以上である生産</p>

七四〇三・一一のうち	陰極銅及びその切断片 課税価格が一キログラムにつき五〇〇円を 超えるもの以外のもの	第七四・〇一項から第七四・〇三 項までに該当する材料以外の材料 からの生産
七四〇三・一二のうち	ワイヤバー 課税価格が一キログラムにつき五〇〇円を 超えるもの以外のもの	第七四・〇一項から第七四・〇三 項までに該当する材料以外の材料 からの生産
七四〇三・一三のうち	ビレット 課税価格が一キログラムにつき五〇〇円を 超えるもの以外のもの	第七四・〇一項から第七四・〇三 項までに該当する材料以外の材料 からの生産
七四〇三・一九のうち	その他のもの 課税価格が一キログラムにつき五〇〇円を 超えるもの以外のもの	第七四・〇一項から第七四・〇三 項までに該当する材料以外の材料 からの生産
七四〇三・二二のうち	銅合金 銅・すず合金（青銅） 課税価格が一キログラムにつき五〇〇円を 超えるもの以外のもの	第七四・〇一項から第七四・〇三 項までに該当する材料以外の材料

七四〇三・二三のうち	銅・ニッケル合金（白銅）及び銅・ニッケル・亜鉛合金（洋白）	からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産
七四〇三・二九のうち	課税価格が一キログラムにつき五〇〇円を超えるもの以外のもの	第七四・〇一項から第七四・〇三項までに該当する材料以外の材料からの生産
	その他の銅合金（第七四・〇五項のマスターアロイを除く。）	第七四・〇一項から第七四・〇三項までに該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産
七四〇五・〇〇	課税価格が一キログラムにつき五〇〇円を超えるもの以外のもの	第七四・〇五項に該当する材料以外の材料からの生産
七四・〇六	銅の粉及びフレーク	第七四・〇六項に該当する材料以外の材料からの生産
七四・〇七	銅の棒及び型材	第七四・〇七項から第七四・〇九項までに該当する材料以外の材料からの生産

七四・〇八	銅の線	七四〇八・一一	精製銅のもの 横断面の最大寸法が六ミリメートルを超えるもの	第七四・〇七項から第七四・〇九項までに該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産
七四〇八・一九	その他のもの	七四〇八・二二	銅合金のもの 銅・亜鉛合金（黄銅）のもの	第七四・〇七項から第七四・〇九項までに該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産
七四〇八・二三	銅・ニッケル合金（白銅）又は銅・ニッケル・亜鉛合金（洋白）のもの	七四〇八・二九	その他のもの	第七四・〇七項から第七四・〇九項までに該当する材料以外の材料からの生産

七四・〇九	銅の板、シート及びストリップ（厚さが〇・一五ミリメートルを超えるものに限る。） 精製銅のもの	からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産
七四〇九・一一	巻いたもの	第七四・〇七項又は第七四・〇九項に該当する材料以外の材料からの生産
七四〇九・一九	その他のもの	第七四・〇七項又は第七四・〇九項に該当する材料以外の材料からの生産
七四〇九・二一	銅・亜鉛合金（黄銅）のもの 巻いたもの	第七四・〇七項又は第七四・〇九項に該当する材料以外の材料からの生産
七四〇九・二九	その他のもの	第七四・〇七項又は第七四・〇九項に該当する材料以外の材料からの生産
七四〇九・三一	銅・すず合金（青銅）のもの 巻いたもの	第七四・〇七項若しくは第七四・

七四〇九・三九	その他のもの	○九項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産
七四〇九・四〇	銅・ニッケル合金（白銅）又は銅・ニッケル・亜鉛合金（洋白）のもの	第七四・〇七項又は第七四・〇九項に該当する材料以外の材料からの生産
七四〇九・九〇	その他の銅合金のもの	第七四・〇七項又は第七四・〇九項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産
七四・一〇	銅のはく（厚さ（補強材の厚さを除く。）が〇・一五ミリメートル以下のものに限るものとし、印刷してあるかないか又は紙、板紙、プラスチックその他これらに類する補強材により裏張りしてあるかないかを問わない。）	第七四・〇七項から第七四・一〇項までに該当する材料以外の材料からの生産
七四・一一	銅製の管	第七四・〇七項、第七四・〇九項は第七四・一一項に該当する材料

<p>七四一三・〇〇</p>	<p>第七五類 七五・〇一 七五〇一・二〇のうち</p>
<p>銅製のより線、ケーブル、組みもその他これらに類する製品（電気絶縁をしたものを除く。）</p>	<p>ニッケル及びその製品 ニッケルのマット、焼結した酸化ニッケルその他ニッケル製錬の中間生産物 焼結した酸化ニッケルその他ニッケル製錬の中間生産物 焼結した酸化ニッケル（ニッケルの含有量が全重量の八八%以上のものに限り。） その他のものうち 酸化ニッケル（銅の含有量が全重量の一・</p>
<p>以外の材料からの生産 第七四・〇七項に該当する材料（形材を除くものとし、横断面の最大寸法が六ミリメートル以下のものに限り。）、第七四・〇八項又は第七四・〇九項に該当する材料（横断面の最大寸法が六ミリメートル以下のものに限り。）及び第七四・一三項に該当する材料以外の材料からの生産</p>	<p>第七五・〇一項に該当する材料以外の材料からの生産 第七五・〇一項に該当する材料以</p>

七五・〇二	ニッケルの塊	五%以下のものに限る。	外の材料からの生産
七五〇二・一〇	ニッケル（合金を除く。）		第七五・〇一項又は第七五・〇二項に該当する材料以外の材料からの生産
七五〇二・二〇のうち	ニッケル合金		第七五・〇一項又は第七五・〇二項に該当する材料以外の材料からの生産
七五〇四・〇〇のうち	ニッケルの粉及びフレーク	ニッケルの含有量が全重量の五〇%未満のもので、コバルトの含有量が全重量の一〇%以上のもの以外のもの	第七五・〇四項に該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産
七五・〇五	ニッケルの棒、形材及び線	真空管用ゲッター、アルカリ蓄電池又は溶接用フラックスの製造に使用するもの及び粉末冶金に使用するもの以外のもの	第七五・〇五項又は第七五・〇六項に該当する材料以外の材料からの生産
七五〇五・一一	ニッケル（合金を除く。）のもの		第七五・〇五項若しくは第七五・〇六項に該当する材料以外の材料
七五〇五・一二	ニッケル合金のもの		

七五〇五・二一	線	ニッケル（合金を除く。）のもの	からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産
七五〇五・二二	ニッケル合金のもの	第七五・〇五項又は第七五・〇六項に該当する材料以外の材料からの生産	
七五・〇六のうち	ニッケルの板、シート、ストリップ及びはく真空管用ゲッター又はアルカリ蓄電池の製造に使用するもの以外のもの	第七五・〇五項又は第七五・〇六項に該当する材料以外の材料からの生産	
七五・〇七	ニッケル製の管及び管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ） 管	第七五・〇五項から第七五・〇七項までに該当する材料以外の材料からの生産	
七五〇七・一一	ニッケル（合金を除く。）のもの		
七五・〇八	その他のニッケル製品		

<p>七五〇八・一〇 七五〇八・九〇</p>	<p>ワイヤクロス、ワイヤグリル及び網（ニッケルの線から製造したものに限る。） その他のもの 電気めつき用の陽極（電気分解により製造したものを含む。） その他のもの</p>	<p>第七五・〇八項に該当する材料以外の材料からの生産 第七五・〇一項に該当するカソード及び第七五・〇五項から第七五・〇八項までに該当する材料以外の材料からの生産 第七五・〇八項に該当する材料以外の材料からの生産</p>
<p>第七六類 七六・〇三 七六・〇四 七六〇四・一〇</p>	<p>アルミニウム及びその製品 アルミニウムの粉及びフレーク アルミニウムの棒及び型材 アルミニウム（合金を除く。）のもの アルミニウム合金のもの 中空の型材</p>	<p>第七六・〇三項に該当する材料以外の材料からの生産 第七六・〇四項から第七六・〇六項までに該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六〇%以上である生産 第七六・〇四項から第七六・〇六</p>
<p>七六〇四・二二</p>		

七六〇四・二九	その他のもの	項までに該当する材料以外の材料からの生産
七六・〇五	アルミニウムの線	第七六・〇四項から第七六・〇六項までに該当する材料以外の材料からの生産
七六〇五・一一	アルミニウム（合金を除く。）のものの 横断面の最大寸法が七ミリメートルを超えるもの	第七六・〇四項から第七六・〇六項までに該当する材料以外の材料からの生産
七六〇五・一九	その他のもの	第七六・〇四項から第七六・〇六項までに該当する材料以外の材料からの生産
七六〇五・二一	アルミニウム合金のものの 横断面の最大寸法が七ミリメートルを超えるもの	第七六・〇四項から第七六・〇六項までに該当する材料以外の材料からの生産
七六〇五・二九	その他のもの	第七六・〇四項から第七六・〇六項までに該当する材料以外の材料からの生産又は原産資格割合が六

七六・〇六	アルミニウムの板、シート及びストリップ（厚さが〇・二ミリメートルを超えるものに限り。）	○%以上である生産
七六〇六・一一	長方形（正方形を含む。）のもの	第七六・〇四項から第七六・〇六項までに該当する材料以外の材料からの生産
七六〇六・一二のうち	アルミニウム合金のもの	からの生産
	大型のコンテナ（政令で定める規格のものに限る。）の屋根板として使用するもの（幅が二・三メートル以上のものに限り。）並びに航空機用の板及びシート（クラッドし、かつ、鏡面仕上げをしたものに限る。）以外のもの	第七六・〇四項から第七六・〇六項までに該当する材料以外の材料からの生産
七六〇六・九一	その他のもの	第七六・〇四項から第七六・〇六項までに該当する材料以外の材料からの生産
七六〇六・九二のうち	アルミニウム合金のもの	第七六・〇四項から第七六・〇六
	大型のコンテナ（政令で定める規格のもの	